

新潟県・新潟市精神科救急医療システム連絡調整委員会設置要綱

第1 趣旨

新潟県・新潟市精神科救急医療対策事業実施要綱第17の規定により、新潟県・新潟市精神科救急医療システム連絡調整委員会（以下「委員会」という。）を設け、システムの円滑な運用を図るものとする。

第2 所管事項

委員会は、新潟県及び新潟市の求めに応じて次の事項について検討する。

- (1) 救急指定病院の当番体制に関すること。
- (2) ブロック間の調整等に関すること。
- (3) その他システムの充実と円滑な運営のために必要な事項。

第3 組織

委員会は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、精神保健医療の事業に従事する者のうちから、委員18名以内で構成する。

第4 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会を運営する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ、委員長の指定する委員がその職務を代行する。

第5 任期

- 1 委員長並びに委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員長又は委員に欠員を生じた場合は、すみやかに補充するものとする。
- 3 第4の補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員長又は委員は、任期満了後であっても、新たに委員長又は委員が任命されるまでは、引き続きその職務を行う。

第6 会議

- 1 委員会は委員長が招集する。
- 2 委員長は、議長となり議事を整理する。
- 3 委員会は、2分の1以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7 関係者の意見等の陳述及び聴取

- 1 委員会の議事に関係ある者は、委員長の許可を得て会議に出席し、自己の

担当する事項につき、意見を述べることができる。

- 2 委員長は、必要があるときは、議事に関係ある者に対し、意見を求めることができる。

第8 部会

- 1 委員会に部会を置き、必要な事項を専門的に検討するものとする。
- 2 部会の委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。ただし、委員長は必要に応じ、その指名する者を構成員とすることができる。
- 3 部会での検討経過及び結果は、速やかに委員長に報告するものとする。
- 4 第4、第6、第7の規定は、部会において準用する。この場合において、これら規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員の互選」とあるのは「部会の委員の互選」と、「指定する委員」とあるのは「指定する部会の委員」と読み替えるものとする。

第9 委員会の庶務

委員会及び部会の庶務は、新潟県福祉保健部障害福祉課及び新潟市保健衛生部こころの健康センターにおいて処理する。

第10 雑則

この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会で協議して定める。

附則 この要綱は、平成9年5月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成14年7月23日から適用する。

附則 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成20年8月5日から適用する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成26年3月31日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年3月2日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年11月13日から適用する。